

令和7年度 子育て支援・女性活躍推進に係る取組み状況

～杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プランに基づく取組み状況の公表～

杉並区では、平成28年4月の「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定後、平成30年の働き方改革関連法制定を踏まえ、令和3年4月に「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン(令和3～7年度)」を策定しました。

この計画に基づき、令和7年度に実施した主な内容は次のとおりです。

○「子の看護のための休暇」の改正！

取得事由に感染症に伴う学級閉鎖や子の行事参加(入園式・入学式、卒園式・卒業式)を追加し、また、障害者手帳を所持している子等を養育している場合には、満18歳まで取得できることとする改正を行いました。

○「子育て部分休暇」の導入！

ワーク・ライフ・バランスを一層推進するため、部分休業期間を補完する制度として、子育て部分暇を導入しました。

○育児に係る部分休業の取得パターンの拡大！

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと又は1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことの中からいずれかを選択する新たな部分休業制度を開始しました。

○会計年度任用職員の各種休暇の取得可能要件の緩和！

会計年度任用職員の「出産支援休暇」、「育児参加休暇」、「短期の介護休暇」、「子の看護のための休暇」の取得可能要件から「任用期間が6月を超える場合」という要件を削除しました。

○妊娠、出産等の申出又は3歳に満たない子を養育している旨の申出があった場合の制度周知・意向確認の制度化

妊娠、出産等の申出又は3歳に満たない子を養育している旨の申出があった場合、育児休業制度及び出生時両立支援制度等について周知し、「育児休業・仕事と育児の両立等に関する意向確認シート」等を用いて制度の取得意向を確認することとしました。

○杉並区職員ハラスメント外部相談窓口の設置

ハラスメントゼロに向けた取組として、相談者の利便性向上を図るため、庁内の相談員に加え、専門事業者による「杉並区職員ハラスメント外部相談窓口」を設置し、運営を開始しました。